

【募集の流れ】

① 提案の募集開始

② 事前相談

- ・申請書提出前に必ず事前相談申込書を提出して、事前相談を行ってください。
- ・県は、申込みを受けて、申込者と調整の上、事前相談を行います。

③ 申込書等

- ・申込書等は健康福祉部福祉局地域福祉課に提出してください。
- ・応募資格等を確認の上、申込書を受理した場合はその後、選定に移行します。

④ 告知期間

- ・応募があった旨を県ホームページ等で概ね1ヶ月間告知します。

⑤ 選定委員会

- ・ネーミングライツスポンサー選定委員会を設置して申請内容を審査し、申請内容の採用の可否を決定します。

⑥ 優先交渉権者の決定

- ・選定委員会で優先交渉権者を選定します。

⑦ 協議

- ・申請者と県有施設の関係者等と実施方法など詳細な部分について協議します。

⑧ 契約締結

- ・協議が整った場合、契約を締結します。

⑨ 施設の表示変更

- ・契約締結後、施設の表示変更を行っていただきます。

⑩ ネーミングライツ事業開始

- ・新名称（愛称）の使用を開始します。